

貿易代金貸付保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考																
貿易代金貸付保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u>	貿易代金貸付保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略)																	
(保険料率算定における期間計算の取扱い) 第 12 条 保険料率等規程 II [2] 1 (1)②に規定する「償還期間」及び(2)②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。	(保険料率算定における期間計算の取扱い) 第 12 条 保険料率等規程 II [2] 1 (1)②に規定する「償還期間」及び(2)②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">「貸付前期間」</th> <th colspan="2">「償還期間」</th> </tr> <tr> <th>貸付実行日を償還の起算とする貸付契約</th> <th>貸付実行日を償還の起算としない貸付契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間</td><td>ユーザンス期間 (ユーザンス期間が二以上の場合 (注 1) にあっては、中間ユーザンス期間(注 2)とする。)</td><td>「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間</td></tr> </tbody> </table>	「貸付前期間」	「償還期間」		貸付実行日を償還の起算とする貸付契約	貸付実行日を償還の起算としない貸付契約	保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間	ユーザンス期間 (ユーザンス期間が二以上の場合 (注 1) にあっては、中間ユーザンス期間(注 2)とする。)	「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">「貸付前期間」</th> <th colspan="2">「償還期間」</th> </tr> <tr> <th>貸付実行日を償還の起算とする貸付契約</th> <th>貸付実行日を償還の起算としない貸付契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間</td><td>ユーザンス期間 (一の貸付額のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、各貸付額のユーザンス期間が異なる条件となっている場合をいう。)</td><td>「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間</td></tr> </tbody> </table>	「貸付前期間」	「償還期間」		貸付実行日を償還の起算とする貸付契約	貸付実行日を償還の起算としない貸付契約	保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間	ユーザンス期間 (一の貸付額のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、各貸付額のユーザンス期間が異なる条件となっている場合をいう。)	「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間	
「貸付前期間」		「償還期間」																
	貸付実行日を償還の起算とする貸付契約	貸付実行日を償還の起算としない貸付契約																
保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間	ユーザンス期間 (ユーザンス期間が二以上の場合 (注 1) にあっては、中間ユーザンス期間(注 2)とする。)	「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間																
「貸付前期間」	「償還期間」																	
	貸付実行日を償還の起算とする貸付契約	貸付実行日を償還の起算としない貸付契約																
保険契約締結日から第 1 回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。)までの期間	ユーザンス期間 (一の貸付額のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、各貸付額のユーザンス期間が異なる条件となっている場合をいう。)	「貸付前期間」の終了日から償還期日 (償還期日が二以上の場合にあっては、第 1 回償還期日から最終償還期日までの期間の中間日。) までの期間																
<p><u>(注 1) ユーザンス期間が二以上の場合は、一の貸付に係る貸付金のユーザンス期間が二以上の場合又は各貸付額のユーザンス期間が異なる条件となっている場合をいう。</u></p> <p><u>(注 2) 中間ユーザンス期間とは、ユーザンス期間が二以上の場合において、最も短いユーザンス期間の日数と最も長いユーザンス期間の日数の合計を 2 で除して得た日数(小数点以下は四捨五入とする。)をいう。</u></p> <p>2 ~ 3 (略)</p>	<p><u>(注) 中間ユーザンス期間とは、一の貸付に係る貸付金のユーザンス期間のうち、最も短いユーザンス期間の日数と最も長いユーザンス期間の日数の合計を 2 で除して得た日数(小数点以下は四捨五入とする。)をいう。</u></p> <p>2 ~ 3 (略)</p>																	

<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</u></p>		
----------------------------------------------------------	--	--